

○ 湖南衛生組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

昭和39年 4 月 20 日

条例第 5 号

(通 則)

第 1 条 湖南衛生組合（以下「組合」という。）の財産は、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところにより交換し、または適正な対価なくして譲渡し、もしくは貸付けることができる。

（昭40条例 2 ・ 一部改正）

（普通財産の交換）

第 2 条 普通財産は、次の各号の一に該当する場合は、組合以外のものの所有する同一の種類 of 財産と交換することができる。ただし、価格の差額がその高価なものの価額の 6 分の 1 をこえるときは、この限りでない。

- (1) 組合において公用または、公共用に供するため、組合以外のものの所有する財産を必要とするとき。
- (2) 国または、他の地方公共団体、その他公共団体において公用または、公共用に供するため組合の普通財産を必要とするとき。

2 前項の規定により交換する場合において、その価格が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

（普通財産の譲与または減額譲渡）

第 3 条 普通財産は、次の各号の一に該当する場合は、無償で、または、時価よりも低い価格で譲渡することができる。

- (1) 国または他の地方公共団体その他公共団体において、公用または公共用に供するため、国または当該団体に譲渡するとき。
- (2) 他の地方公共団体その他公共団体において、維持及び保存の費用を負担した行政財産の用途を廃止した場合において当該用途の廃止によつて生じた普通財産を当該団体に譲渡するとき。
- (3) 寄付に係る行政財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産を、その寄付者又はその相続人その他の包括承継人（以下「寄付者等」という。）に譲渡するとき（寄付を受けたときから20年を経過したものを除く。）
- (4) 行政財産の用途に代るべき財産の寄付を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産を、その寄付者等に譲渡するとき。
- (5) 法律または、これに基づく政令により、国または都から無償でまたは、減額して譲渡された普通財産を、国または都に対する寄付者等に譲渡するとき（国または都に対する寄付のときから、20年を経過した

ものを除く。)

- (6) 前項に規定する場合のほか、普通財産は、組合の指導監督を受け組合の事務、事業を補佐し、または代行する団体において、補佐または代行する事務、事業の用に供するため当該団体に譲渡するときは、時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(普通財産の無償若しくは減額貸付または貸付料の減免)

第4条 普通財産は、次の各号の一に該当する場合は、無償でまたは、時価よりも低い貸付料で貸付けることができる。

- (1) 国または、他の地方公共団体において、公用または公共用に供するとき。
- (2) 前条第2項に掲げる団体において、同項に定める事務、事業の用に供するとき。
- (3) 前号のほか、特に必要があると認めるとき。

2 普通財産の貸付けを受けていたものが、地震、火災、水害等の災害のため、当該財産を使用の目的に供し難いと認めるときは、その貸付料を減免することができる。

(物品の交換)

第5条 物品は次の各号に該当する場合は、組合以外のものの所有する同一種類の動産と交換することができる。

- (1) 物品に係る経費の低減を図るため、特に必要があると認めるとき。
- (2) 組合において使用するため、組合以外のものの所有する動産を必要とするとき。

2 第2条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(物品の譲与または、減額譲渡)

第6条 物品は、次の各号の一に該当する場合は無償で、または時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- (1) 公益上の必要に基づき、組合以外の者に物品を譲渡するとき。
- (2) 寄付に係る物品または、工作物の用途を廃止した場合において、当該物品または工作物の解体もしくは撤去により生じた物品を、その寄付者等に譲渡するとき。

(物品の無償貸付または減額貸付)

第7条 物品は、公益上の必要があるときは、組合以外の者に無償で、または時価よりも低い価額で貸付けることができる。

付 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 武蔵野・小金井・村山地区衛生組合財産条例（昭和36年12月条例第5

号) は、廃止する。

付 則 (昭和40年 6 月30日 条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年 5 月 1 日から適用する。